

## 献呈の辞

家永登教授，坂本武憲教授，福永礼治教授は，本年3月末日をもって専修大学を定年退職されます。専修大学法学会は，これら3人の先生方の専修大学ご在職中の教育・研究に対するご尽力に感謝し，ここに『専修法学論集第138号』を家永登・坂本武憲・福永礼治3教授のご退職記念号として編集し，献呈いたします。

家永登先生は，1950年に東京都世田谷区でお生まれになり，1974年，東京都立大学法学部法律学科をご卒業後，日本評論社編集部に入職されました。同社では，法学セミナー編集部，法律時報編集部で法律専門雑誌の編集に携われたのち，1983年に同社を退職，専修大学大学院法学研究科の修士課程に入学され，1989年に同課程を修了されています。その後，同大学院法学研究科博士後期課程へと進まれ，1994年に同課程を満期退学されました。この間，1992年からは北里大学教養部，日本社会事業大学・日本社会事業学校，日本女子大学人間社会学部で非常勤講師として法学や家族法の講義を担当され，1994年には北里大学医学部専任講師に就任されました。その後，同大学大学院医療系研究科専任講師を経て，2000年に専修大学法学部助教授に就任，2006年に教授に昇格されました。

本学には通算すると20年にわたり在職されたことになり，この間，法学部，大学院法学研究科，法科大学院などで，家族法，医事法を始めとする民法関連科目を担当され，本学の教育にご尽力されまし

た。また、主なものだけでも、学生相談室員（5年）、キャンパス・ハラスメント対策室員（2年）、出版企画委員会委員（2年）、大学院委員会委員（2年）、二部教務委員会委員（4年）、入学試験委員会委員（2年）など、多くの役職・委員を歴任されたほか、今村法律研究室長を4年にわたり務められるなど、学内行政でも多大の貢献を果たされました。

家永先生のご専門は、家族法や医事法で、とりわけ医療行為に関する子供の自己決定権、子供に対する医療行為と親の同意権、不妊治療や人工授精などの生殖医療への法的対応、といった家族法と医事法とが交錯する法分野で、単に法的側面にとどまらない倫理的側面にまで踏み込んだ研究活動を展開されてきました。そのご研究の成果は、『子どもの治療決定権—Gillick 判決とその後』（日本評論社、2007年2月）、「医療における対話と自己決定」『専修大学法学研究所報 57号』（2018年9月）などの多数の著書・論文で公表されています。

家永先生はまた、2003年から2016年の間、補助生殖医療の臨床実施の可否について審査する日本生殖医学会倫理委員会の委員を務められており、先生のこの分野での学問的な知見は、社会的な実践の場でもいかに発揮されています。

坂本武憲先生は、1950年に北海道十勝郡浦幌町字上厚内村でお生まれになり、1968年に北海道立帯広柏葉高等学校をご卒業後、1969年に北海道大学文類（1970年10月同大学法学部法律学科移行）に入学されました。1973年に同大学法学部法律学科をご卒業されると同時に、同大学大学院法学研究科民事法専攻修士課程に入学され、1975年に同修士課程を修了されると、そのまま同大学法学部助手に就任

され、1976年4月から77年3月までの1年間、東京大学法学部に内地留学を経験されたのち、1979年、北海道大学法学部助手を辞され、専修大学法学部専任講師に就任、1982年助教授、1989年教授に昇格されています。

本学では41年の長きにわたって、法学部、大学院法学研究科などで、民法入門、民法総則を始めとする民法関連科目や法学の基礎の講義を担当され、本学の教育にご尽力されました。また、主なものだけでも、副学長（2年11ヶ月）、法学部長（4年）、学生部次長（1年）、教員資格審査委員会委員（5年）、国際交流センター委員会委員（2年）、就職指導委員会委員（2年）、図書館委員会委員（2年）、全学カリキュラム協議会議長（2年5ヶ月）、大学院委員会委員（4年）、二部学生部次長（2年）、入学試験委員会委員（3年）など、多くの役職・委員を歴任され、学内行政の面でも多大の貢献を果たされました。

坂本先生のご専門は民法で、フランス法を比較法とした所有権と契約の関係のご研究を中心に多数の著書・論文を発表されています。1989-90年には専修大学在外研究員としてストラスブール第三大学で在外研究に従事され、その成果は、1981年以来現在に至るまで『専修大学法学研究所紀要』『専修法学論集』に長期にわたって連載されている「フランスにおける建築請負契約と所有権（1）～（9）」（未完）などの論文にいかんなく発揮されています。また近年は、カントの行為規範学の研究にも注力されており、「序論—カントの演繹的行為規範学（1）～（19・完）」という大部の論文を完成されています。坂本先生のご研究が学界からも高く評価されていることは、その所属されている日本私法学会で理事を務められたことからもうかがい知れるところです。

こうした坂本先生の本学での長年にわたる教育・研究面での多大のご貢献にお応えすべく、坂本先生には本学名誉教授の称号が授与されました。

福永礼治先生は、1949年に東京都文京区でお生まれになり、1972年に上智大学文学部社会学科をご卒業後、上智大学大学院法学研究科修士課程に入学され、1975年に同課程を修了、さらには博士後期課程へと進まれたのち、1978年に同課程を単位修得満期退学されると同時に北海学園北見大学商学部の専任講師に就任されました。その後、1980年には弘前大学人文学部経済学科へ専任講師として転出され、1982年には助教授に昇格、1990年4月から91年3月までの1年間、文部省内地研究員として東京大学法学部で法定代理の研究に従事されました。1991年には東京学芸大学教育学部助教授に就任され、同大学教授を経て、2004年に専修大学法学部に教授として着任されました。

以来、16年にわたって、法学部、大学院法学研究科などで、民法総則や債権法を始めとする民法関連科目の講義を担当されるとともに、購買会連絡協議会委員（1年）、自己点検・評価委員会委員（2年）、同運営委員会委員（2年）、二部学生部委員（2年2ヶ月）、二部学生部次長（1年）、二部教務委員会委員（3年）などの委員を務められ、本学の教育および学内行政に多大の貢献を果たされました。

福永先生のご専門は民法で、とりわけ代理権濫用法理研究の第一人者として、日本私法学会での学会発表である「代理権の濫用」『私法』1995巻57号（1995年）を始め、「保証契約による表見代理」『銀行法務21』512号（1995年）、「代理権の濫用と表見代理」『法学教

室』213号（1998年）など、代理権に関する数多くのご著書・論文・判例研究を著されています。

こうしたかけがえのない3人の先生方を一度にお送りしなくてはならないことは、専修大学法学部として、大変な損失ではありますが、残されたスタッフ一同、これまで先生方が果たされてきた本学への多大なご貢献を引継ぎ、本学法学部の一層の発展に力を尽くすこととお誓いいたします。

先生方におかれましては、今後とも本学の様々な活動に引き続きご支援いただきますようお願い申し上げますとともに、先生方のこれからのご健康と一層のご活躍を祈念して、私からの献呈の辞に代えさせていただくことに致します。

2020年2月吉日

専修大学法学部長 森川幸一